



金 沢 市 公 報

号外第10号の4

平成26年(2014年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ
規 則	
金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財 政 課)	1
金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則 (")	1

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総 務 課)	14
金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課)	15

規 則

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第19号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第20条の2中「会計管理者」の次に「(会計管理者に事故があるときは、会計課長)」を加える。

第57条第1項第3号中「金沢海みらい図書館で取り扱う市民講座等及び冊子の頒布」を「金沢海みらい図書館で取り扱う市民講座等」に改め、同項第4号中「文献複写」の次に「及び冊子の頒布」を加える。

第66条第3項第3号中「及び第2項第1号から第11号まで」を「並びに第2項第1号から第9号まで及び第11号」に改める。

第70条に次の1号を加える。

(20) 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金

別表第1甲表中

都市計画課	都市計画課長	ア 都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務 イ 金沢駅周辺整備の土地区画整理事業に係る歳入の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

を

都市計画課	都市計画課長	都市計画街路境界証明手数料及び都市計画基本図の写しの交付に係る実費の収入に関する事務	所属職員
-------	--------	--	------

に、

「及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定に基づく認定」を「、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の規定に基づく認定及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定に基づく認定等」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第20号

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則（昭和44年規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 減価償却（第52条・第53条）」を

「第3節 減価償却（第52条・第53条）」を

第7章の2 引当金（第53条の2）

に改める。

第7章の3 ファイナンス・リース取引に係る会計処理の特例（第53条の3）」

第47条を次のように改める。

（固定資産の範囲）

第47条 固定資産とは、次に掲げるものとする。

(1) 有形固定資産

ア 土地

イ 立木

ウ 建物及び附属設備

エ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）

オ 機械及び装置並びにその他の附属設備

カ 自動車その他の陸上運搬具

キ 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上であり、かつ、取得価格が100,000円以上のものに限る。）

ク リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（第53条の3第1項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うリース物件を除く。）であって、当該リース物件がアからキまで及びコに掲げるものである場合に限る。）

ケ 建設仮勘定（ウからキまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

コ その他の有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2) 無形固定資産

ア 借地権

イ 地上権

ウ 電話加入権

エ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産（第53条の3第1項の規定により通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うリース物件を除く。）であって、当該リース物件がアからウまで及びオに掲げるものである場合に限る。）

オ その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3) 投資その他の資産

ア 投資有価証券（1年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ 出資金

ウ 長期貸付金

エ 基金

オ 長期前払消費税

カ その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

キ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第48条第4号中「無償で譲り受けた有形固定資産」を「譲与、贈与その他無償で取得した固定資産」に、「適正な見積価額」を「公正な評価額」に改める。

第52条中「翌年度」の次に「（リース資産にあつては、リース契約に基づくリース期間の開始月）」を加える。

第53条中「) 第8条第3項」を「。以下「省令」という。) 第15条第3項」に改める。

第7章の次に次の2章を加える。

第7章の2 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第53条の2 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において職員(同日における退職者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

第7章の3 ファイナンス・リース取引に係る会計処理の特例

第53条の3 省令第55条第1号又は第3号に該当するときは、通常の賃貸借取引に準じて会計処理を行うものとする。

2 市長は、省令第55条第3号のリース物件の重要性が乏しいものを別に定めるものとする。

第55条第3号を削り、同条第4号中「繰延勘定」を「繰延収益」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 資産の評価

第55条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 引当金の計上

第57条第2項中「並びに」の次に「キャッシュ・フロー計算書、」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

別表第1項の表中

「			クリーンセンター使用料	」	を
「			クリーンセンター使用料 青果配送センター使用料	」	に、
「		その他営業収益	その他営業収益	」	を
「		その他営業収益		」	に、
「		補助金		」	を
「		補助金 長期前受金戻入		」	に、
「			法定福利費	」	を
「			法定福利費 賞与等引当金繰入額	」	に、
「			退職給与金	」	を
「			退職給付費	」	に、
「			修繕費	」	を

金 沢 市 公 報

			修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	に、
			雑費	を
			雑費 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額	に、
		繰延勘定償却	企業債手数料及び取扱費 企業債発行差金償却 退職給与金償却 控除対象外消費税額償却	を
			企業債手数料及び取扱費	に、
		臨時損失		を
		減損損失 災害による損失		に、
「機械装置減価償却累計額」を「機械及び装置減価償却累計額」に、				
		車両 車両減価償却累計額		を
		車両運搬具 車両運搬具原価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額		に、
		電話加入権		を
		電話加入権 リース資産		に、
	投資			を
	投資その他の資産			に、

		出資金 基金 その他投資			を
		貸倒引当金 出資金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額			に、
		その他未収金	その他未収金		を
		その他未収金			に、
	預り保証金 預り有価証券				を
	貸倒引当金 預り保証金 預り有価証券 受取手形 貸倒引当金				に、
		他会計貸付金			を
	貸倒引当金	他会計貸付金			に、
		その他前払金			を
	未収収益 貸倒引当金	その他前払金			に、
繰延勘定	企業債発行差金 退職給与金 災害損失 控除対象外消費税 額	その他流動資産			を
		その他流動資産			に、
	他会計借入金				を

「	<p>他会計借入金</p> <p>リース債務</p>	<p>建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他の企業債</p> <p>建設改良費等の財源に 充てるための長期借入 金 その他の長期借入金</p>			」に、
「		<p>退職給与引当金 修繕引当金</p>			」を
「		<p>退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金</p>			」に、
「	<p>一時借入金</p>				」を
「	<p>一時借入金 企業債</p> <p>他会計借入金</p> <p>リース債務</p>	<p>建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他の企業債</p> <p>建設改良費等の財源に 充てるための長期借入 金 その他の長期借入金</p>			」に、
「		<p>その他前受金</p>			」を
「	<p>前受収益 引当金</p>	<p>その他前受金</p> <p>退職給付引当金 賞与等引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金</p>			」に、
「		<p>その他流動負債</p>			」を

<p>繰延収益</p>	<p>長期前受金</p> <p>長期前受金収益化 累計額</p>	<p>その他流動負債</p> <p>再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 県補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 その他長期前受金</p> <p>再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 国庫補助金 県補助金 他会計補助金 他会計負担金 工事負担金 その他長期前受金</p>			<p>に、</p>
	<p>自己資本金 借入資本金</p>	<p>企業債 他会計借入金</p>			<p>を</p>
	<p>資本金</p>				<p>に、</p>
	<p>当年度未処分利益 剰余金 (又は当年度未処 理欠損金)</p>	<p>繰越利益剰余金年末度 残高 (又は繰越欠損金年度 末残高) 当年度純利益 (又は当年度純欠損)</p>			<p>を</p>

		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)	に
--	--	----------------------------	--	---

改め、同表第2項の表中

			保冷施設使用料	を
			保冷施設使用料 苗物保管施設使用料	に、
		その他営業収益	その他営業収益	を
		その他営業収益		に、
		他会計補助金 その他営業外収益		を
		他会計補助金 長期前受金戻入 その他営業外収益		に、
			法定福利費	を
			法定福利費 賞与等引当金繰入額	に、
			退職給与金	を
			退職給付費	に、
			修繕費	を
			修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額	に、
			雑費	を

			雑費 貸倒損失 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額	に、
		繰延勘定償却	企業債手数料及び取扱費 企業債発行差金償却 退職給与金償却 控除対象外消費税額償却	を
			企業債手数料及び取扱費	に、
		臨時損失		を
		減損損失 災害による損失		に、
「機械装置減価償却累計額」を「機械及び装置減価償却累計額」に、				
		車両 車両減価償却累計額		を
		車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額		に、
		地上権		を
		地上権 リース資産		に、
	投資			を
	投資その他の資産			に、
		出資金 その他投資		を

		貸倒引当金 出資金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額			に、
	預り保証金				を
	貸倒引当金 預り保証金 受取手形 貸倒引当金				に、
		他会計貸付金			を
	貸倒引当金	他会計貸付金			に、
		その他前払金			を
	未収収益 貸倒引当金	その他前払金			に、
繰延勘定	企業債発行差金 退職給与金 災害損失 控除対象外消費税 額	その他流動資産			を
		その他流動資産			に、
	他会計借入金				を
	他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入 金 その他の長期借入金			に、

		退職給与引当金 修繕引当金		を
		退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金		に、
	一時借入金			を
	一時借入金 企業債 他会計借入金 リース債務	建設改良費等の財源に 充てるための企業債 その他の企業債 建設改良費等の財源に 充てるための長期借入 金 その他の長期借入金		に、
		その他前受金		を
	前受収益 引当金	その他前受金 退職給付引当金 賞与等引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金		に、
		その他流動負債		を

繰延収益	長期前受金	その他流動負債 再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 県補助金 他会計補助金 その他長期前受金			に、
	長期前受金収益化累計額	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 県補助金 他会計補助金 その他長期前受金			
	自己資本金 借入資本金	企業債 他会計借入金			を
	資本金				に、
		利益積立金			を
		利益積立金 建設改良積立金			に、
	当年度未処分利益 剰余金 (又は当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末 残高 (又は繰越欠損金年度 末残高) 当年度純利益 (又は当年度純欠損)			を

金 沢 市 公 報

		当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)	に
--	--	----------------------------	--	---

改める。

様式第9号中

年月日	摘要	帳簿原価				減価償却引当金		帳簿価額	処 分	
		増 減		残 高		償却額	累 計		金 額	損 益
		数 量	金 額	数 量	金 額					

を

年 月 日	摘 要	帳簿原価				減価償却 引当金		帳簿価額	長 期 前受金	長期前受 金 戻 入	長 期 前 受 金 収益化累計額	長期前受 金 残 高	処分	
		増減		残高		償却 額	累 計						金 額	損 益
		数 量	金 額	数 量	金 額									

に

改める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市が経営する企業のうち地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、平成26年度分からの予算及び決算について適用し、平成25年度分までの予算及び決算については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第21号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

名 称	所 在 地	使用料 (月額)
東京公舎1号	東京都豊島区西池袋5丁目26番2号	20,466円
東京公舎2号	東京都新宿区富久町9番11号	17,442円
東京公舎3号	東京都板橋区大山西町17番8号	30,240円
東京公舎4号	東京都北区神谷3丁目11番1号	31,484円
東京公舎5号	東京都豊島区駒込3丁目5番2号	22,330円
金沢公舎1号	金沢市昭和町21番10号	34,049円
金沢公舎2号	金沢市飛梅町2番14号	21,238円

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第22号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「同条第2号」を「同条第1号」に、「同条第5号若しくは第6号」を「同条第3号若しくは第4号」に改める。

第8条の3第1号中「（以下この条において「身体障害者」という。）が軽自動車等を所有し、かつ、運転する場合（以下この号において「身体障害者が運転する場合」という。）にあつては」を「のうち」に改め、同号の表中「身体障害者が運転する場合における」を削り、同表視覚障害の項中「3級までの各級及び4級の1」を「5級までの各級」に改め、同表平衡機能障害の項中「3級」の次に「及び5級」を加え、同表上肢不自由の項中「、2級の1及び2級の2」を「及び2級」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「（以下この条において「戦傷病者」という。）が軽自動車等を所有し、かつ、運転する場合（以下この号において「戦傷病者が運転する場合」という。）にあつては」を「のうち」に改め、同号の表中「戦傷病者が運転する場合における」を「重度障害の程度又は」に改め、同表視覚障害の項から平衡機能障害の項までの規定中「第4項症」を「第5項症」に改め、同表上肢不自由の項中「第3項症」を「第4項症」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を削り、同条第5号を同条第3号とし、同条第6号を同条第4号とする。

第53号様式中「あて先」を「宛先」に、「第94条」を「第87条」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年(2014年)3月31日 印刷
平成26年(2014年)3月31日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄